

令和5年第1回長久手市議会定例会  
議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第 1 号	令和5年度長久手市一般会計予算	総務部
議案第 2 号	令和5年度長久手市国民健康保険特別会計予算	福祉部
議案第 3 号	令和5年度長久手市土地取得特別会計予算	総務部
議案第 4 号	令和5年度長久手市介護保険特別会計予算	福祉部
議案第 5 号	令和5年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算	福祉部
議案第 6 号	令和5年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算	くらし文化部
議案第 7 号	令和5年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計予算	建設部
議案第 8 号	令和5年度長久手市下水道事業会計予算	建設部
議案第 9 号	令和4年度長久手市一般会計補正予算（第12号）	総務部
議案第10号	令和4年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	福祉部
議案第11号	令和4年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第3号）	福祉部
議案第12号	令和4年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	福祉部
議案第13号	令和4年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第1号）	くらし文化部
議案第14号	令和4年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	建設部
議案第15号	長久手市企業版ふるさと納税基金の設置及び管理に関する条例の制定について	市長公室

議案番号	件 名	所 管
議案第 16 号	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について	市長公室
議案第 17 号	長久手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	総務部
議案第 18 号	長久手市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について	総務部
議案第 19 号	長久手市消防団条例の一部を改正する条例について	くらし文化部
議案第 20 号	長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 21 号	長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 22 号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 23 号	長久手市公用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例について	建設部
議案第 24 号	長久手市立長久手給食センター設置条例の一部を改正する条例について	教育部
議案第 25 号	市道路線の認定について	建設部
同意案第 1 号	長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について	総務部
同意案第 2 号	長久手市公平委員会の委員の選任について	総務部

長久手市条例第　　号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）

第3章 個人情報ファイル（第17条）

第4章 開示、訂正及び利用停止

　　第1節 開示（第18条—第30条）

　　第2節 訂正（第31条—第37条）

　　第3節 利用停止（第38条—第43条）

　　第4節 審査請求（第44条—第46条）

第5章 雜則（第47条—第52条）

第6章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、長久手市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音

声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に關し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例(平成13年長久手町条例第24号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を

用いて検索することができるよう体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもののをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

1 1 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

1 2 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

1 3 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。  
(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

### (個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### (利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、

財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いにおいて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいも

のとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき又はその他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会事務局又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、この条及び第38条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

この条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
この条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
この条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第

		9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方

法に関する情報をいう。) を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

#### （匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

#### （個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければな

らない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
  - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
  - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
  - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
  - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
  - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的の

ために利用するもの

- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 第4章 開示、訂正及び利用停止

##### 第1節 開示

###### (開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」という。)をすることができる。

###### (開示請求の手続)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第

2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、当該公務員の氏名に係る部分を除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合

において、犯罪の予防、鎮圧又は搜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に關し、正確な事實の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に關し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に關し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定す

る期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施

する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 公文書の写しの交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用の範囲内で次の表に定める額を負担しなければならない。

区分	単位	金額
複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき	白黒 10円 カラー50円
光ディスク（CD-R記憶容量70メガバイト）複写したもの	1枚につき	70円

## 第2節 訂正

### (訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。

第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

### (訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、

訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
  - (2) 訂正決定等をする期限
- 2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
  - (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
  - (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- 2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

- 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当

該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由  
(2) 利用停止決定等をする期限

- 2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、長久手市個人情報保護審査会条例（令和4年長久手市条例第25号）第1条に規定する長久手市個人情報保護審査会（以下第50条において「個人情報保護審査会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合  
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意

見書が提出されている場合を除く。)

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮詢した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮詢をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

## 第5章 雜則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条におい

て「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、個人情報保護審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

## 第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者に

も適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る廃止前の長久手市個人情報保護条例（平成16年長久手町条例第7号）（以下「旧条例」という。）第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第28条第2項及び第35条第3項において準用する場合を含む。）、第28条第1項又は第35条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定により旧条例第44条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する長久手市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第44

条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第3条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(長久手市みんなでつくるまち条例の一部改正)

第4条 長久手市みんなでつくるまち条例（平成30年長久手市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(情報公開及び個人情報の取扱い) 第18条 (略) 2 議会及び市は、 <u>長久手市議会の個人情報の保護に関する条例</u> （令和5年長久手市条例第 号）及び <u>長久手市個人情報保護法施行条例</u> （令和4年長久手市条例第24号）の定め	(情報公開及び個人情報の取扱い) 第18条 (略) 2 議会及び市は、 <u>長久手市個人情報保護法施行条例</u> （令和4年長久手市条例第24号） の定め

るところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。	るところにより、保有する個人情報を適正に管理するとともに、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、適正に取り扱わなければなりません。
3 (略)	3 (略)

## (長久手市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第5条 長久手市個人情報保護審査会条例（令和4年長久手市条例第25号）  
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)
第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。） <u>及び長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長久手市条例第</u> 号。以下「 <u>議会個人情報保護条例</u> 」といふ。）	第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）
に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、長久手市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。	に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、長久手市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。	第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) <u>議会個人情報保護条例第45</u>	

条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関（長久手市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び議会に意見を述べることができる。

（審査会の職務権限）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関及び議会個人情報保護条例第45条第1項並びに第50条の規定により諮問をした議長（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の公開を求めることができない。

2 審査会は、個人情報の保護に関する事項について調査審議し、実施機関（長久手市個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）\_\_\_\_\_に意見を述べることができる。

（審査会の職務権限）

第4条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（以下「諮問実施機関」という。）に対し、保有個人情報（法第60条第1項\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の公開を求めることができない。

$2 \sim 4$  (略)

$2 \sim 4$  (略)

## 令和5年第1回長久手市議会定例会会期日程(案)

(令和5年2月21日～3月17日 25日間)

日 次	月 日	曜日	開 催 時 間	摘 要
第1日	2月21日	火	午前10時	開会、本会議 会議録署名議員指名、会期の決定、諸般の報告、議案(上程、説明)
第2日	2月22日	水	午前10時	本会議 議案(質疑、委員会付託) 散会後 予算決算委員会
第3日	2月23日	木		休 会
第4日	2月24日	金	午前9時30分	常任委員会
第5日	2月25日	土		休 会
第6日	2月26日	日		休 会
第7日	2月27日	月	午前9時30分	常任委員会
第8日	2月28日	火	午前9時30分	常任委員会
第9日	3月1日	水	午前9時30分	常任委員会
第10日	3月2日	木		予 備 日
第11日	3月3日	金		予 備 日
第12日	3月4日	土		休 会
第13日	3月5日	日		休 会
第14日	3月6日	月	午前9時30分	本会議 一般質問
第15日	3月7日	火		休 会
第16日	3月8日	水	午前9時30分	本会議 一般質問
第17日	3月9日	木	午前9時30分	本会議 一般質問
第18日	3月10日	金		予 備 日
第19日	3月11日	土		休 会
第20日	3月12日	日		休 会
第21日	3月13日	月	午前9時30分	予算決算委員会
第22日	3月14日	火		予 備 日
第23日	3月15日	水	午前10時	議会運営委員会
第24日	3月16日	木		休 会
第25日	3月17日	金	午前10時	本会議 議案(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決) 閉会

2月 6日(月) 午前10時 議会運営委員会

2月13日(月) 午前 8時30分から 2月14日(火) 正午まで  
一般質問通告受付

2月14日(火) 正午 陳情書及び請願書等受付締切り

2月17日(金) 午前10時 議会運営委員会

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年2月21日(火)午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 監査結果について
- 3 損害賠償の額の決定及び和解について
- 4 議案説明員について

第4 議案第1号令和5年度長久手市一般会計予算から議案第25号市道路  
線の認定についてまで  
(議案の上程、施政方針、提案者の説明)

第5 発委第1号長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

第6 同意案第1号長久手市固定資産評価審査委員会の委員の選任について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

第7 同意案第2号長久手市公平委員会の委員の選任について  
(議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和5年2月22日(水)午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 議案第1号から議案第25号まで

(議案に対する質疑、委員会付託)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月6日(月)午前9時30分開議

第1 一般質問

(代表質問)

(個人質問)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月8日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和5年3月9日(木)午前9時30分開議

第1 一般質問

(個人質問)

令和5年第1回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和5年3月17日(金)午前10時開議

第1 議案第1号から議案第25号まで  
(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)

- | 議案番号     | 件 名   |
|----------|---|
| 議案第 15 号 | 長久手市企業版ふるさと納税基金の設置及び管理に関する条例の制定について             |
| 議案第 16 号 | 長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の特例を定める条例の制定について   |
| 議案第 17 号 | 長久手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について                 |
| 議案第 18 号 | 長久手市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 19 号 | 長久手市消防団条例の一部を改正する条例について                         |
| 議案第 23 号 | 長久手市公共用物の管理に関する条例等の一部を改正する条例について                |
| 議案第 25 号 | 市道路線の認定について                                     |

議案番号 件 名

議案第 20 号 長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 24 号 長久手市立長久手給食センター設置条例の一部を改正する条例について

議案番号 件 名

議案第 1 号 令和 5 年度長久手市一般会計予算

議案第 2 号 令和 5 年度長久手市国民健康保険特別会計予算

議案第 3 号 令和 5 年度長久手市土地取得特別会計予算

議案第 4 号 令和 5 年度長久手市介護保険特別会計予算

議案第 5 号 令和 5 年度長久手市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 令和 5 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計予算

議案第 7 号 令和 5 年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計予算

議案第 8 号 令和 5 年度長久手市下水道事業会計予算

議案第 9 号 令和 4 年度長久手市一般会計補正予算（第 1 2 号）

議案第 10 号 令和 4 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号 令和 4 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号 令和 4 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号 令和 4 年度長久手市卯塚墓園事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 14 号 令和 4 年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）



令和5年1月31日

長久手市長 吉田 一平 殿

長久手市特別職報酬等審議会  
会長 石橋 健一

長久手市特別職の報酬等の改定について（答申）

令和5年1月5日付け5長人第1号の諮問については、長久手市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき下記のとおり答申します。

記

1 改定の内容について

本審議会においては、諮問の内容について、一般市民の公募委員2名を含めた8名の委員により、公正かつ慎重に審議しました。

審議にあたっては、県内の類似市の特別職の報酬等の状況、財政状況、職員の給与改定状況、消費者物価指数の推移などを基に、様々な角度から意見を述べて検討しました。

その結果、社会情勢としては、物価高騰により消費者物価指数も上昇しており、世の流れとして賃金を上げる方向であること、本市の財政状況としては、他自治体と比べると比較的健全であること、令和4年度人事院勧告において一般職員については、増額の勧告がされていること、今後ジブリパークをどのようにまちづくりに生かしていくか等の課題もあり特別職・議員の役割や責任が増していること、議会の様々な取組により活動の幅が広がっていること、若い方に議員になる意欲を高めてもらうことも必要であることから、特別職の報酬等については、別紙のとおり増額改定することが適当であるとしました。

2 実施時期について

令和5年4月以降からの改定が適当とします。

## 別紙

## 1 特別職

金額の単位：円

区分	現行額	改定額	差引額
			増額率
市長	892,000	895,000	+3,000
			+0.3%
副市長	727,000	729,000	+2,000
			+0.3%
教育長	661,000	663,000	+2,000
			+0.3%

## 2 議会の議員

区分	現行額	改定額	差引額
			増額率
議長	495,000	496,000	+1,000
			+0.3%
副議長	429,000	430,000	+1,000
			+0.3%
委員長	377,000	378,000	+1,000
			+0.3%
副委員長	372,000	373,000	+1,000
			+0.3%
議員	367,000	368,000	+1,000
			+0.3%

## 議員報酬月額一覧表（金額は令和5年1月16日現在）

市議会名 住基人口 R4.4.1 現在	議長	副議長	委員長	副委員長	議員	特別職等 報酬審議会 開催の有無	審議会から 市長への 答申	今後の議会 の動きなど
瀬戸市 128,470人	549,000円	481,000円	461,000円	456,000円	451,000円	無	一	改定予定なし
尾張旭市 83,904人	533,000円	464,000円	426,000円	426,000円	426,000円	無	一	改定予定なし
日進市 93,042人	523,000円	464,000円	430,000円	430,000円	430,000円	無	一	改定予定なし
豊明市 68,511人	499,000円	445,000円	405,000円	405,000円	405,000円	無	一	改定予定なし
みよし市 61,245人	496,000円	425,000円	397,000円	385,000円	385,000円	無	一	改定予定なし
長久手市 60,517人	495,000円	429,000円	377,000円	372,000円	367,000円	有 R5.1.5 開催	経済状況、議員 の更なる活動に 期待し、 各役職 千円増 (R5.1.31 答申)	R5.2.6 議会運 営委員会にお いて報酬月額 について協議 (予定)

(案)

## オンライン委員会開催時の申合せ

長久手市議会委員会に関する条例第12条の2出席の特例につき、オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項を次のとおり別に定める。

- 1 安定した通信環境を確保すること及び音声認識システムの効果を最大限発揮できるよう音声発信機器の使用に努めるものとする。
- 2 会議前までに使用機器やアプリケーションのアップデート、再起動等、機器整備及び機器操作の習熟に努めるものとする。また、急な停電や災害有事に備え、使用機器の充電や予備電源を確保する。また、原則として会議の開議予定時刻の15分前までに、長久手市議会事務局との通信環境を確認するものとする。
- 3 議案や請願等の採決を行う予定がある場合には、開議前にmoreNOTE及びZoom双方を起動しておかなければならない。
- 4 委員長の議事整理権及び秩序保持権に係る委員会条例第8条及び第9条の規定は、オンライン会議システムを活用した会議においても適用されるものとする。
- 5 会議進行時（特に表決時）に通信環境や使用機器の不具合等により、オンライン委員会の出席が明確でないときは、委員長は休憩し、復旧を待つて会議を再開することを基本とする。ただし、速やかな復旧ができないときは、会議に諮って議事を進めることができるものとする。この場合においては、他の委員又はオンライン参加委員に発言を行わせるものとし、オンライン参加委員の通信環境が改善された場合には、改めて発言を行わせるものとする。
- 6 オンライン委員会時の表決は、原則として、挙手による表決とする。
- 7 会議室出席時と同様に、出席委員がはっきりと認識できるようにして出席しなければならない。

- 8 オンライン出席委員が離席、早退するときは、オンライン会議システム上で音声またはZoomチャット機能によって、議事進行を務める者にその旨を明らかにしなければならない。
- 9 バーチャル背景等、映像の加工機能を使用するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 10 表決結果の宣告は、全員賛成・賛成多数等の結果の宣告のみとする。
- 11 委員長はできる限り招集場所とした会議室での出席を基本とするが、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席するときは、副委員長は招集場所とした会議室での出席に努めるものとする。
- 12 上記各項については、やむを得ない事情等により、あらかじめ議長または委員長の許可を得た場合はこの限りでない。

(案)

長久手市議会映像配信業務運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長久手市議会の会議の映像配信に関し、必要な事項を定める。

(配信内容)

第2条 映像配信する会議は、本会議及び委員会とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、配信しない。

- (1) 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第115条第1項の規定により秘密会として会議が開かれたとき。

- (2) その他議長が特別の理由があると認めたとき。

(配信の方法)

第3条 映像はインターネットにより配信する。

(映像の種類)

第4条 配信する映像の種類は、次のとおりとする。

(1) 本会議

- ア 生配信 撮影した映像をインターネット配信業者に送信し、無編集で配信するもの
- イ 録画配信 生配信した映像を録画し、映像の検索に必要な編集を加えたもの

(2) 委員会

- 生配信 (1)アと同様とする。

(映像の配信)

第5条 映像の配信日は、次のとおりとする。

- (1) 生配信は、前条の各会議の開会から閉会までとする。

- (2) 録画映像は、本会議を開催した日の翌日から5開庁日以内で配信する。

- (3) 録画配信する映像は、該当年及びその前年4年間分とする。

なお、令和3年第2回定例会から録画映像配信システムの切替えたため、令和5年までは適用しない。

(映像等の内容)

第6条 映像等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生配信映像は、会議の映像及び音声を、会議の開催中に同時に配信する。ただし、議長又は委員長により配信することが適当でないと認められたときは、配信を中止又は停止することができる。

- (2) 録画配信映像は、会議において取消し又は訂正となった発言、個人情報等の特段の事情

がある場合は、映像及び音声内容の一部を削除又は編集し配信するものとする。

(録画配信映像の検索)

第7条 録画配信映像の検索項目は、次のとおりとする。

- (1) 会議名検索
- (2) 発言者検索
- (3) 会派検索
- (4) フリーワード検索

(録画映像の改ざん防止)

第8条 録画映像の配信は、コピーガード機能を有するストリーミング配信とし、内容が改ざんされる恐れがないよう措置を講ずる。

(映像配信の中止等)

第9条 本要綱の規定にかかわらず、不測の事態、事故等が発生したときは、映像を配信しないことができる。

(著作権)

第10条 インターネット配信による映像情報の著作権は、長久手市議会に帰属するものとし、その旨をホームページ等に明示する。

(映像情報の位置付け)

第11条 インターネット配信による映像情報は、地方自治法及び長久手市議会会議規則（昭和48年5月11日議会規則第1号）に定める会議録ではない旨をホームページ等に明示する。

(その他)

第12条 本要綱に定めるもののほか、インターネット配信の方法、内容及び編集に関して変更の必要が生じたときは、議会運営委員会において協議する。

## 令和5年第1回定例会から始まる議会ライブ配信について

### 1 議場カメラの画角及びマイク音量の確認

改修工事は予定どおりに進んでおり、2月14日頃完了予定で、2月21日開会日からライブ配信を始めます。議員各位に状況確認をしていただくため、2月17日（金）午後1時30分から2時間程度、その時間を設けます。

※追加議案が上程され、議案説明が日程に追加される場合は、その終了後に行います。

※カメラの画角とマイク音量はあらかじめ標準的な設定をしており、各議員に合わせた設定に微調整します。

※当日は外部へは配信せず、カメラ映像については、議場内のモニターによる確認となります。

### 2 ライブ配信の対象会議 2月21日（火）第1回定例会開会日以降

場所	会議名	ライブ配信	録画配信	会議録
議 場	本会議(全日程)	全てライブ配信する	録画閲覧可能 ※現在は一般質問のみ	全文筆記 ※現在と同じ
	予算決算委員会(全体)		-	要点筆記 ※現在と同じ
委員会室	予算決算委員会(分科会)		-	
	総務くらし建設委員会			
	教育福祉委員会			
	議会運営委員会			

※インターネット環境下において、オンライン視聴が可能になる。(資料はHPから閲覧)

### 3 配信される映像画面のイメージ

#### (1) 議場

○議員側を映すカメラ：議長の頭上左右各1台

○執行部側を映すカメラ：傍聴席前列頭上1台

- ・マイクスイッチとカメラの画角が連動して、発言者をアップで映す。
- ・発言者にテロップを入れる。

本会議 議 員：「1番 わたなべさつ子議員」

執行部：「市長」「副市長」「総務部長」「総務部次長」等 ※氏名表示無し  
予算決算委員会（全体）

議 員：「させ順子委員長」「なかじま和代副委員長」「議長」  
「〇〇委員」

執行部：（1列目）「市長」「総務部長」「総務部次長」「財政課長」  
(2列目以降)「説明員」

#### (2) 委員会室（カメラ 説明員後方頭上 1台）

- ・固定画角で議員（委員・分科会員）全体を俯瞰で映す。
- ・テロップは入らない。

# 長久手市議会

いいね！ シエアする [Tweet](#)



[傍聴のご案内（コロナ関係）](#)

[一般質問通告書はこちら](#)

[議会だより2月1号\(最新\)](#)

[長久手市議会Facebook](#)

[新型コロナに関する取り組み](#)

みんなで作ろう、住みよい長久手

長久手市議会に関するページは長久手市議会が管理、運営しています

## 新着情報

2023年01月26日

[スマートフォンアプリ「マチイロ」でも議会だよりを配信中！](#)

2023年01月26日

[長久手市議会だより（2月1日号）が発行されました](#)

2023年01月12日

[政務活動費研修報告書を公開しました](#)

議事録検索できます

[議事録検索システム（本会議）](#)

[議事録一覧ページ（委員会）](#)

**議会ライブ配信  
(オンライン視聴)**

[議会とは](#)

[議員紹介](#)

[議会日程](#)

[会議録の検索](#)

[請願・陳情](#)

[傍聴のご案内](#)

[寄付行為の禁止](#)

[議会基本条例](#)

[議会だより](#)

[政務活動費](#)

## ライブ配信のご案内

更新日：2023年01月25日

長久手市議会は、開かれた議会運営の推進のため、本会議と委員会の様子をインターネットでライブ配信しています。

会議が開かれている時は、下記の「長久手市議会映像インターネット配信システム」から、ライブ映像をご覧いただけます。

なお、会議における発言取り消しや訂正等はそのまま配信されますので、ご了承ください。

### ● 議会映像インターネット配信システムについて

下記の外部リンクをクリックしてシステムにアクセスしていただき、○○を選択していただくと、ライブ配信を視聴することができます。

[長久手市議会映像インターネット配信システム（外部リンク）](#)

### ライブ配信する会議

#### 本会議

全ての日程

#### 委員会

- ・総務くらし建設委員会
- ・教育福祉委員会
- ・予算決算委員会（総務くらし建設、教育福祉分科会）
- ・議会運営委員会
- ・地方自治法第109条第4項に基づく議会の議決により設置された委員会（特別委員会）

### ● 資料について

ライブ配信される会議で使用する資料は下記で閲覧することができます。

会期を通した共通資料以外は、各会議の終了後に削除しますのであらかじめご了承ください。

#### 1月△日の会議資料

##### 本会議

[01議事日程 \(PDFファイル: 113.5KB\)](#)

[02説明員一覧 \(PDFファイル: 71.7KB\)](#)

##### 予算決算委員会

[01審査順 \(PDFファイル: 22.3KB\)](#)

[03分科会送付表 \(PDFファイル: 16.0KB\)](#)

[03資料（財政課） \(PDFファイル: 14.5KB\)](#)

#### 会期を通した共通資料

[市長提出予定議案](#)

[一般質問通告書](#)

### 現地での傍聴について

市議会の本会議、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会及び広報広聴協議会は原則公開となっていますので、どなたでも現地で傍聴することができます。市民の代表である市議会議員の活動や市政の方針など直接みなさんの目や耳でお確かめください。

[傍聴のご案内](#)

令和5年2月6日

## 議場ミニコンサートの開催について

### 1 コンサートの内容について（生涯学習課アウトリーチ事業として共催）

ライブ配信初日となる開会日は、本会議開会前に開催する議場ミニコンサートの様子もライブ配信します。

- ・2月21日（火）開会前となる午前9時20分から約15分間 ライブ配信
- ・市内アーチスト3名による弦楽三重奏
- ・議員は各議席で鑑賞し、執行部の出席者については調整中です。
- ・議員及び市職員以外は、議場内での鑑賞はできません。
- ・今後、報道機関へ連絡を行う予定で、当日報道機関の取材を想定しています。
- ・市議会公式フェイスブック用及び議員個人ブログに掲載する写真の取扱いは調整中です。決まり次第議員各位へ周知しますのでご承知おきください。

### 2 開会日当日のスケジュール

- ・午前9時 正副議長・議会運営正副委員長打合せ
- ・午前9時15分 鑑賞者議場集合
- ・午前9時20分 演者議場入場、演奏
- ・午前9時35分 コンサート備品撤収、報道機関など退場
- ・午前9時40分 全員打合せ会、ライブ配信準備
- ・午前10時 本会議開会